別紙第3号様式

☑ 旧資金運用部資金

ᇫ┝補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

□ 旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金

注 口にレを付けること。

I 基本的事項1 事業の概要

特別会計名:上富良野町簡易水道事業

事 業 名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和54年1月1日	地方公営企業法の適用・非適用	□適 用 ■非適用
団 体 名*	上富良野町	職員数* (H20. 4. 1現在)	1
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 - 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費		426 (H	18年度)	公営企業債現在高 (百万円)	705(H19年度)
累積欠損金	(百万円)	0 (年度)	利益剰余金又は積立金(百万円)	0 (年度)
不良債務	(百万円)	0 (年度)	財政力指数*	0.304(H19年度)
資金不足比率	(%)	(年度)	実質公債費比率* (%)	16.9 (H19年度)
				経常収支比率* (%)	91.2(H18年度)

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること(ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。)。

- 2 財政指標については、条件該当年度を()内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度(地方財政状況調査等における年度)を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

■ 該当なし	
〔合併期日:平成〇年〇月〇日 合併前市町村: 〕	

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
 - 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。
 - 3 口にレを付けた上で内容を記入すること。
- 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内 容
計 画 名	上富良野町簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成20年度~平成24年度
計画策定責任者	上富良野町長 尾 岸 孝 雄
既存計画との関係	上富良野町行財政改革実施計画(平成16年度〜20年度) ー自立に向けた上富良野再生アクションプラン(集中改革プラン)ー 第3次職員数適正化計画(平成18年度〜23年度)
公表の方法等	町行政ホ-ムペ-ジ(平成20年12月公表予定)、 町政情報提供コ-ナ-(平成20年12月公表予定) 町議会常任委員会・議員協議会で説明(平成20年12月公表予定)
基 本 方 針	収益の確保と費用節減を推進し、経営安定を図る。

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

繰上償還希望額等

5 深上價返希望額寺					(単位:百万円)
X	分	年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		10.4		10.4
口貝並理用即貝並	補償金免除額		1.7		1.7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金					

- 注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合にあっては「旧資金運用部資金」欄を空欄と し、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合にあっては「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」 欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として()書きで記入すること(以下、6にお いて同じ。)。
 - 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基 準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、 確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
 - 3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合 があること。
- 6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】 /W/4 - TIN

I IH >		4					(単位:干円)
	事業何	責名		年利 5 %以上 6 %未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公	簡易水道	事業(S60)		10,393		10,393
営企							
企							
業債							
[月							
	合	計	(A)		10,393		10,393
 AG	簡易水道	事業(S60)		10,393		10,393
(再掲) 般会計負担分							
拘負う							
分与							
	合	計	(B)	·	10,393		10,393
	公営企業で負担	するもの	(A) - (B)				

【旧簡易生命保険資金】 (単位:千円)

		事業債	名		年利 5 %以上 6 %未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%末満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合	計
公									
営									
企									
公営企業債									
1貝									
		合	計	(A)					
会計上									
会計負担分(場)									
) 分ち (
再般									
	•	合	計	(B)					
	公営企	業で負担	するもの	(A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位:千円)

		事業債	名		年利 5 %以上 6 %未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%末満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合	計
公									
営									
企									
公営企業債									
1頁									
		合	計	(A)					
会上									
会計負担分の									
再般									
		合	計	(B)					
	公営企業	で負担で	するもの	(A)-(B)					

- 注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

 - 2 必要に応じて行を追加して記入すること。 3 「 上記のうち一般会計負担分」は、繰出基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰出金を記入する趣旨ではないこと。従って、 **例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。**

財務状況の分析

	X	分		内容
財	務 上	の特	*** 徴	本簡易水道は、無水あるいは劣悪な水事情にあえいでいた地域の住民に対して良質な水道水給水により健康な生活の維持のために、昭和53年東中地域、昭和63年里仁地域(平成9年静修地域を加えて西部に変更)平成12年江花地域に給水を開始、また、里仁地域水源の水質悪化に対処するため、平成16年膜ろ過施設を整備しました。これら施設の整備にあたり、財源を起債に求めたため公債費負担が大きく、起債償還に伴い町からの繰出金は多額化しています。一方、観光施設等や定住者は増えつつあり料金収入は伸びるものと見込んでいます。 なお、各施設は役場庁舎との電話回線による遠方監視装置で常時管理しており、無人化しています。上富良野町は平成18年度から強力に行財政健全化政策を進めており、簡易水道においても18年~19年で徹底した経費削減を進めています。
経	曾	課	題	課題 定員管理の適正合理化 施設は全て無人化し、電話回線による遠方監視装置で役場庁舎と常時管理しており、上水道業務と兼任での対処も可能と思われることから、定員1名の減員を図りたい。 課題 資本投下の抑制 近年において施設・設備を急速に整備していることから、拡張などの新たな大規模工事は抑制していく。開発行為にあっては、原因者負担を求めていきます。 課題 維持管理等サービス供給コストの節減合理化 平成18年度~平成19年度に徹底した経費節減を進めたが、より一層の施設管理経費の節減合理化を図る。 課題 簡易水道利用者の増 観光施設や定住者を誘致して、使用水量の増により収入増を図る。 課題 簡易水道利用者の増
留	意	事	項	

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
 - 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
 - 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記 入すること。
 - 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し(法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

															立:白万円,%)
	_			年	度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
						(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
	1	区分				(決 算)	(決算)	(決 算)	(決算)	(決算見込)					
		1 総	収		益 (A)	44	44	43	39	39	41	29	28	28	29
		(1) 営	業	ЦΣ	益 (B)	17	17	17	17	17	17	17	18	18	19
	収	ア	料 金	ЧΣ	入	17	17	17	17	17	17	17	18	18	19
	益的	1	受 託 工	事 収	益 (C)										
	収	ウ	そ 0)	他										
1177	λ	(2) 営	業外	ЦΣ	益	27	27	26	22	22	24	12	10	10	10
収		ア	他 会 計	繰 入	金	27	27	20	22	22	24	12	10	10	10
益		イ	そ 0)	他			6							
的		2 総	費		用 (D)	43	43	40	37	33	36	26	24	24	22
		(1) 営	業	費	用	26	26	22	19	16	20	11	9	9	8
収	収	ア			費	10	6	6	6	6	10	0	0	0	0
支	益		うち	退職手	当										
	的	1			他	16	20	16	13	10	10	11	9	9	8
	支出	(2) 営	業外	費	用	17	17	18	18	17	16	15	15	15	14
	"	ア		利	息	17	17	18	18	17	16	15	15	15	14
				時借入金											
		1		-	他										
		3 収	支 差)-(D) (E)	1	1	3	2	6	5	3	4	4	7
		1 資	本 的	ЦΣ	入 (F)	32	190	23	51	39	63	28	32	28	24
		(1) 地	方		債	7	122	2	8	4	12	2	2	0	0
	資	(2) 他	会 計 袖		金	22	13	21	25	24	36	26	30	28	24
	本「的一	(3) 他		昔 入	金										
資	収	(4) 固 2	定 資 産 売		金										
只	λ	(5) 国 (都 道 府 県			3	55								
本		(6) 工	事 負	担	金				18	11	15	0	0	0	0
的		(7) そ	の		他							0	0		Ŭ
		2 資	本 的	支	出 (G)	32	191	25	54	45	64	33	35	32	33
収	資	(1) 建	設 改	良	費	16	176	3	27	16	28	5	5	0	0
支	本			は 員 給 与											
	的	(2) 地		賞 還	金 (H)	16	14	21	25	28	35	23	27	28	29
	支出	` '		∖ 金 返 還											
	ш 		会 計 へ の	繰 出	金	0	1	1	2	1	1	5	3	4	4
		(5) そ	の		他										
		3 収	支 差	引 (F))-(G) (I)	0	1	2	3	6	1	5	3	4	9

(単位:百万円,%)

											(1 1	☑:白万円,%)
	年	度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
			(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
区分			(決 算)	(決算)	(決 算)	(決 算)	(決算見込)					
収 支 再	差	引 (E)+(I) (J)	1	0	1	1	0	4	2	1	0	2
積	立	金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か	ら の 繰	₩ 越 金 (L)	0	1	1	2	1	1	5	3	4	4
前 年 度 繰	上 充	用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収	支 (J)	-(K)+(L)-(M) (N)	1	1	2	1	1	5	3	4	4	2
翌年度へ繰	り越すべ	き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収	支 黒	字 (P)	1	1	2	1	1	5	3	4	4	2
(N)-(O)	赤	字 (Q)										
赤字比率	((Q) (B)-(C	× 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	((A) (D)+(H	× 100)	74.6	77.2	70.5	62.9	63.9	57.7	59.2	54.9	53.8	56.9
地方財政法施行令第 資 金 の			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益・受	託工事収	益 (B)-(C) (S)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 金 不 足	比率	((R) / (S) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金	 現	在高			•							
企業債		在 高	657	765	746	729	705	682	661	636	608	579
うち建設改良費		良費に係るもの		765	746		705	682	661	636		
うちその		系るもの										

(2)他会計繰入金

(単位:百万円)

											T-12. 11.7.1 1.7.1
	年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
X	分	(決算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決算見込)					
収	益 的 収 支 分	27	27	20	22	22	24	12	10	10	10
	う ち 基 準 内 繰 入 金	15	19	20	19	21	23	11	10	10	10
	う ち 基 準 外 繰 入 金	12	8	0	3	1	1	1			
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの										
資	本 的 収 支 分	22	13	21	25	24	36	26	30	28	24
	う ち 基 準 内 繰 入 金	8	7	11	13	15	17	13	16	14	15
	うち基準外繰入金	14	6	10	12	9	19	13	14	14	9
	うち赤字補てん的なもの										

(3)経営指標等 (単位∶%)

				平成16年度 (計画前4年度) (決算)		(計画前々年度)				平成22年度(計画第3年度)		
資金	不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金	回収率	(%)	46.4	54.1	56.5	56.9	69.8	49.0	68.4	71.4	65.7	73.7
総収	支比率(法適用)	(%)										
経常	切支比率(法適用)	(%)										
営業	収支比率(法適用)	(%)										
累積	欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益	収益的収支比率(法非適用) (%)(再掲)		74.6	77.2	70.5	62.9	63.9	57.7	59.2	54.9	53.8	56.6
	不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	収益的収入分	(%)	61.2	61.8	46.1	55.2	56.2	58.5	41.4	35.7	35.7	34.5
	うち基準内繰入金	(%)	32.9	43.3	45.5	47.6	54.6	56.1	37.9	35.7	35.7	34.5
繰	うち基準外繰入金	(%)	28.3	18.5	0.6	7.6	1.6	2.4	3.5			
λ	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
金	うち赤字補てん的なもの	(%)										
比率	資本的収入分	(%)	68.7	6.6	89.2	46.3	60.8	57.1	92.9		100.0	100.0
平	うち基準内繰入金	(%)	24.7	3.6	45.1	24.0	36.7	27.0		50.0	50.0	62.5
	うち基準外繰入金	(%)	44.0	3.0	44.1	22.3	24.1	30.1	46.4	43.8	50.0	37.5
	うち赤字補てん的なもの	(%)										

- 注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。
 - (1) 資金不足比率(%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益 受託工事収益) x 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益・受託工事収益)×100
 - (2) 総収支比率(%)=総収益/総費用×100
 - (3) 経常収支比率(%) = 経常収益/経常費用×100
 - (4) 営業収支比率(%) = (営業収益 受託工事収益) / (営業費用 受託工事費用) × 1 0 0
 - (5) 累積欠損金比率(%)=累積欠損金/(営業収益-受託工事収益)×100
 - (6) 収益的収支比率(%)=総収益/(総費用+地方債償還金)×100
 - (7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%)=不良債務(又は実質赤字額)/(営業収益-受託工事収益)×100
 - (8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)/収益的収入(又は資本的収入)×100
 - 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。
 - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率(%)=供給単価 1/給水原価 2×100
 - 1 供給単価(円/m³)=給水収益/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - 2 給水原価(円/㎡) = (経常費用 (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの) 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率(%)=使用料収入/汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込 み	料金水準は上水道料金と同じにしており、改定については第5次上富良野町総合計画に基づく行財政改革実施計画 (後期 H26~30年度)に向けて、H23~24年度に検討する。 観光施設及び定住者が増えつつあるが、さらに誘致等を進め水量の利用増による収入増を図る。
2 他会計繰入金の見込み	起債の利子及び元金償還金は、町からの繰り入れにたよざらるを得ない。 職員給与分の町からの繰り入れは皆減、町繰入金の減額を進める。
3 大規模投資の有無、資産売却等によ る収入の見込み	近年において施設・設備の整備を進めたことから、今後、相当の期間は起債償還額が多額になるので、大規模な投資は避ける。 また、売却できるような資産はない。
4 その他収支見通し策定に当たって前 提としたもの	下水道使用料は平成22年度において大幅な改定を予定している。 地元企業によるラベンダー観光農園が開園、ファームレストラン等が開店、地元企業が観光施設及び別荘地分譲を計画中。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

² 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項目	の課題番号	具体的内容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や 人件費の総額の削減		
地方公務員の職員数の純減の状況		第3次職員数適正化計画(H17年7月策定 計画期間:H18~23)に基づき、職員数を削減。 [計画]H17年141名 H23年115名(H20年在籍124名) [簡易水道]H17年度1名 H21年度以降0名
給与のあり方		
国家公務員の給与構造改革 を踏まえた給与構造の見直し、 地域手当のあり方		基本給料・各種手当の継続的な見直し。 ・高齢層職員の昇給停止(H17.4.1改正) ・給与構造見直し、地域給導入(H18.4.1改正) ・管理職手当縮減 率 定額化(H19.4.1改正) ・H20年以降 諸手当の総点検実施・改正 地域手当の支給無し。
技能労務職員に相当する職 種に従事する職員等の給与のあ り方		該当職員無し
退職時特昇等退職手当のあり方		退職手当の見直し、支給率改正(H18.4.1改正) 退職時特別昇給の廃止(H20.3.31改正) これまで人事異動により簡易水道事業における退職職員の発生無し、また、H21年度以降配置職員無しとする。
福利厚生事業のあり方		北海道市町村職員共済組合及び福祉協会において行なっている。事業主負担は50%であるが必要最小限に抑える。 (H18.4.1 負担対象事業、負担率(定額)の見直し ~ H17:12千円/人 H18:10千円/人または対象事業費の1/2の少ない額 役場職員互助会補助金の見直し縮減(H17年度から継続実施、H17年度1,872 H20年度1,000)
2 物件費の削減、指定管理者制度の活 用等民間委託の推進やPFIの活用等		
維持管理費等の縮減その他経営効率 化に向けた取組		施設管理経費の縮減を目標とする改善プランの策定、実施 車両管理計画(借上車制度等)の策定、運用(H20.4.1上下水道班3台 2台 1台) 旅費の縮減(H19.4.1改正) 法令に準拠した施設管理経費の縮減(H19予算から)
指定管理者制度の活用等民間委 託の推進やPFIの活用		アウトソーシング基本方針(H17.9.30策定)に基づき推進。 ・H19年度までに公園、キャンプ場等5施設に指定管理者制度適用、1保育所を民間に譲渡。 ・H20.3施設管理長期委託契約(H20.4.1から3ヵ年) ・H20以降、1保育所、特養施設の民間委託・譲渡を検討 簡易水道の施設については無人化、また上水道職員が兼務するため指定管理者制度・PFIの活用方法はない。

経営健全化に関する施策(つづき)

	項目	の課題番号	具体的内容
^	コスト等に見合った適正な料金水準 の引上げ、売却可能資産の処分等に る歳入の確保		
	料金水準が著しく低い団体に あっては、コスト等に見合った適正 な料金水準への引き上げに向けた取 組		平成22年度に下水道使用料の大幅な改定を予定しており、簡易水道料金の改定については、その後、H23~24年度において第5次上富良野町総合計画に基づく行財政改革実施計画(後期 H26~30年度)に向けて改定を検討する。
	経営健全化や財務状況に関する情報 開の推進と行政評価の導入		
	経営健全化や財務状況に関する 情報公開		町広報誌、庁舎情報公開コーナー、町行政ホームページに掲載
	行政評価の導入		事務事業見直し方針(H17.10.20策定)に基づ〈取組の継続 ・H18及びH19事業進渉を元にH20実施事業の事前評価を試行 ・H20一部既存事業の事後評価実施
5	その他		

- 注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、 に付した 課題番号を引用しつつ、記入すること。
 - 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取 組 み 及 び 目 標									
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	第3次職員数適正化計画(H17年7月策定 計画期間: H18~23年)に基づき、職員数を削減。 H17年度 H18年度 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度 H23年度 [適正化計画] 137名 132名 128名 124名 120名 115名 115名 [簡易水道] 1名 1名 0名 0名 0名									
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	簡易水道事務及び工務の業務については、上水道事務職員及び工務職員が兼任で従事し、経営効率化を進める。									
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	簡易水道の給与費を皆減並びに費用の節減により、基準外繰出しの減額を進める。									
4 その他										

- 注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
- 2 必要に応じて行を追加して記入すること。
- 2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

- 1.次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の 状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
- 2 . 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別 目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別 に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
- 3.「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間 の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
- 4.「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が 計画前年度以前(計画前5年度の間に実施したものに限る。)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改 善額を計画期間の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
- 5.4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」 欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じた改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上 すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
- 6 . 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
- 7.「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間 実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
- 8.「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること(旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあっては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるので、計画策定にあたっては予め留意すること。)。
- 9.以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
- 10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1)水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

題	日標又は実績	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	計画前5年間	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	(単位:日万円 計画合計
起	日信乂は美縜	(計画則5年度)	(計画前4年度) (決 算)	(計画則3年度)	(計画則々年度) (決 質)	(計画前年度) (決算見込)	実績	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	計画日
の確保	₹]	(// #)	(<i>/</i> /, #)	(八 升)	(// #)	(八并元也)							
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化) 1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改 善 額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他(利用者の増	17	17	17	17	17		17	17	18	18	19	
	改善額									1	1	2	
の削洞	克】												
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	10	6	6	6	6		10	0	0	0	0	
	改善額		4	4	4	4	16	4	6	6	6	6	
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数 (人)	1	1	1	1	1		1	0	0	0	0	
	増 減 数 (人)								1				
	維持管理費等	16	20	16	13	10		10	11	9	9	8	
	改善額(適正化)		4	0	3	6	5	0	1	1	1	2	
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他 ()												
	改善額												
\overline{A}	累積欠損金比率												
	増 減												
·	企業債現在高	657	765	746	729	705		682	661	636	608	579	
	増減	9	108	19				23					
Γ±m P≖		2.T.VD# 0.[***			計画前5年間		21	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			改善額		
. 無光譜	[」欄については、「1 主な課題と取組 ⊙「職員数」欄については、地方公営企	か及ひ日標」の「課題」	」懶の番号を記入するこ	- C.			21				以占职		

1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額,を記入すること。
 2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。
 4 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

		平成15年度 (計画前5年度) (決 算)	平成16年度 (計画前4年度) (決 算)	平成17年度 (計画前3年度) (決 算)	平成18年度 (計画前々年度) (決 算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
給水人口	(千人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
年間総有収水量	(千㎡)	94	92	98	99	99	99	100	102	104	106
公称施設能力	(㎡/日)	629	629	629	629	629	629	629	629	629	629
1日最大配水量	(㎡/日)	533	536	600	587	564	580	580	585	590	595
最大稼働率	(%)	85	85	95	93	90	92	92	93	94	95
供給単価	(円/㎡)	178.4	178.4	175.4	175.3	175.2	172.4	170	176.5	173.1	179.2
給水原価	(円/㎡)	384.7	329.8	310.3	308.2	250.8	352.1	248.4	247.2	263.6	243.4

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

住民の健康で安全な生活保持のため、近年、連続的に大規模投資を行い起債償還費や減価償却費相分の費用負担が多額であることから、上水道と統合してその費用負担分を上水道使用者に料金改定により転嫁すること については、地方経済の低迷化の中では現在のところ、理解を得ることは極めて困難であると判断されます。

また、平成22年度から下水道使用料の大幅な改定も予定しております。

このため、下水道使用料改定後の平成22~24年度において、第5次上富良野町総合計画に基づく上富良野町行財政改革実施計画(後期 H26~30年度)に向け、検討して参りたい。 また、使用水量増による収入増を図るため、観光施設等及び定住者の誘致を関係部局と連携し積極的に推進する